免許番号　共第１３８号
漁場の位置　南あわじ市門崎から南あわじ市阿万塩屋町に至る間の地先
漁場の区域　次の点のうちＡ、ア及びＤを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。
ただし、次の区域を除く。
（除外区域）点イ、ウ、エ、オ、カ、キを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置
Ａ　南あわじ市門崎南横瀬（北緯34度14.48分、東経134度39.63分）
Ｂ　徳島県鳴門市裸島頂上（北緯34度14.21分、東経134度38.71分）
Ｃ　徳島県鳴門市飛島頂上（北緯34度13.91分、東経134度38.88分）
Ｄ　南あわじ市阿万吹上町船合の鼻（北緯34度13.84分、東経134度42.30分）
Ｅ　南あわじ市福良湾煙島頂上（北緯34度14.91分、東経134度42.49分）
ア　ＡとＣを結んだ線とＢから98 度16分の線との交点（北緯34度14.15分、東経134度39.21分）
イ　Ｅから143度58分の線と最大高潮時海岸線との交点（北緯34度14.47分、東経134度42.88分）
ウ　Ｅから162度27分1,020メートルの点（北緯34度14.38分、東経134度42.69分）
エ　Ｅから162度43分928メートルの点（北緯34度14.43分、東経134度42.67分）
オ　Ｅから166度52分931メートルの点（北緯34度14.42分、東経134度42.63分）
カ　Ｅから166度9分1,040メートルの点（北緯34度14.36分、東経134度42.65分）
キ　Ｅから167度10分の線と最大高潮時海岸線との交点（北緯34度14.36分、東経134度42.64分）

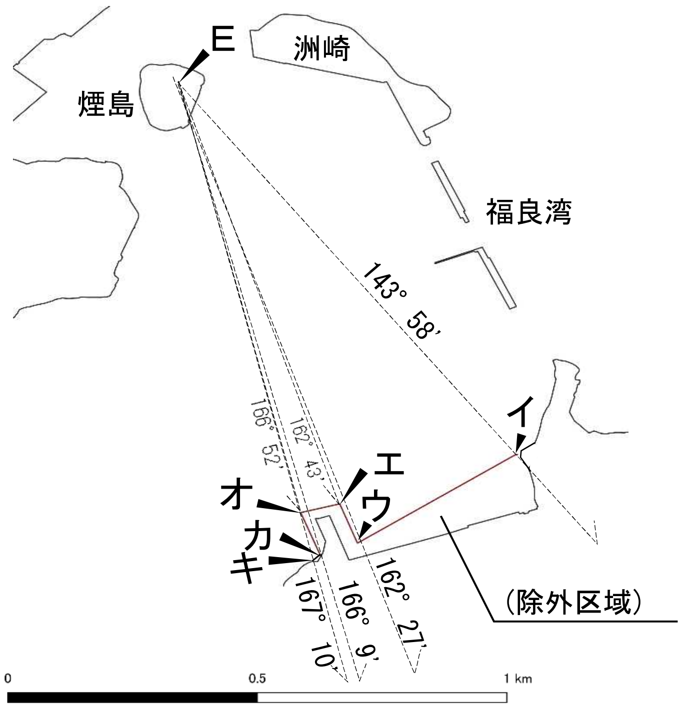

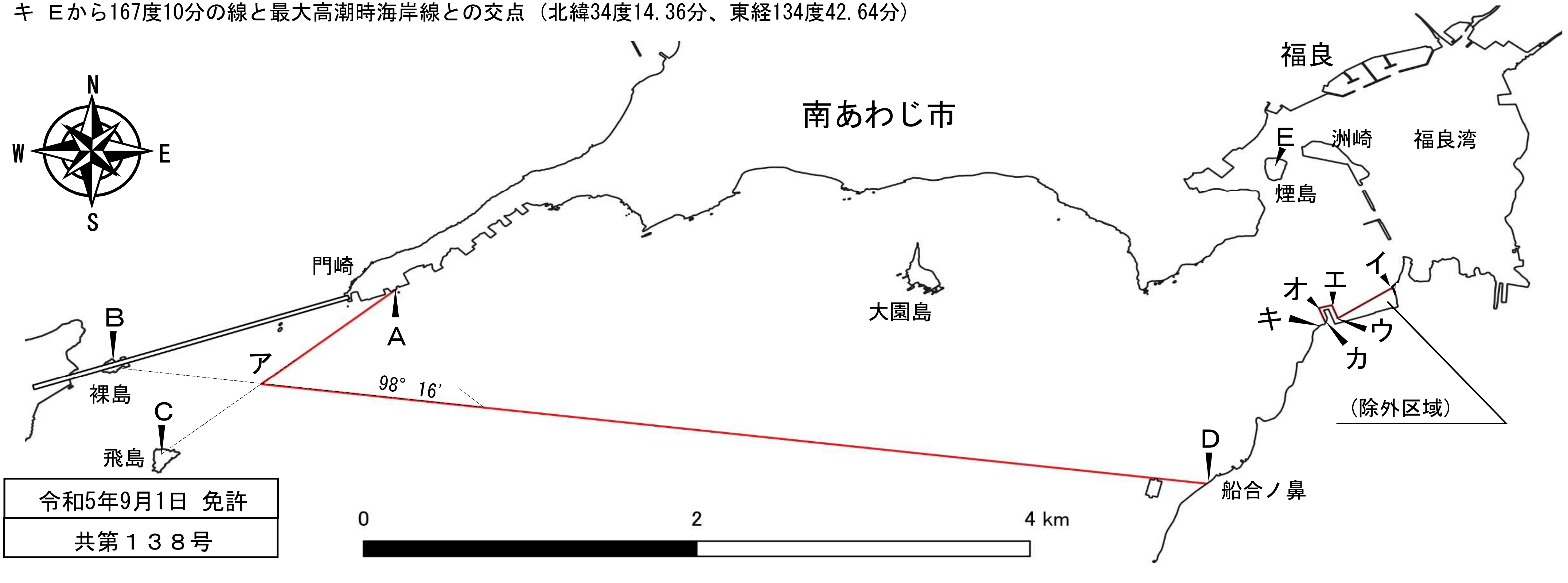

令和5年9月1日 免許
共第１３８号

表示番号	表示								
	漁場	別紙 漁場図のとおり		免許年月日		令和5年9月1日		存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	制限又は条件
1	1	もずく漁業		1月1日から 7月31日まで	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
	1	わかめ漁業		2月1日から7月31日まで	1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで	
	1	ひじき漁業		11月1日から 6月30日まで	1	えむし漁業		1月1日から12月31日まで	
	1	いぎす漁業		5月1日から 9月30日まで	2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日まで	
	1	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日まで	2	雑魚かご網漁業		1月1日から12月31日まで	
	1	いがい漁業		1月1日から12月31日まで					
	1	かき漁業		1月1日から12月31日まで					
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで					
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日まで					
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日まで					
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで					
	1	さるぼう漁業		1月1日から12月31日まで					
	1	にし漁業		1月1日から12月31日まで					
	1	いせえび漁業		1月1日から12月31日まで					
	1	うに漁業		1月1日から12月31日まで					
海区		兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	共第138号		摘要		

表示番号	表　　　示	漁　業　権　区		漁　業　権　区	
		順位番号		順位番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	南あわじ市福良丙28番地 福良漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		